

市と民間による連絡会議は、令和元年6月4日の第1回以降、計

9回開催され、第3号ふ頭及びぶ頭基部に導入すべき機能、整備コンセプト、民間投資を見据えた施設の配置計画について協議、概ね意見集約できることから、これを踏まえて、小樽市は、当面の整備目標における施設配置計画と整備イメージ図（図2）を昨年12月に発表しました。



写真3 小樽市34号上屋

施設配置計画

第3号ふ頭は、最終的にクルーズ拠点として観光や交流機能を中心とするふ頭として位置付けられていますが、当面、物流機能と共同して、長期的な視点に立ち、段階的に進める必要があるため、二つの変化に対し、柔軟に対応できるような施設配置計画になっています。

市民や来訪者にとって、「憩いの場」「楽しい場」「便利な場」となり、何度も訪れてもらえるような空間にすることを目標に、緑地や親水護岸といった空間、観光船ターミナル、イベント広場、観光商業施設、クルーズ客船ターミナル、大型バス駐車場、観光駐車場などを配置しています。

特に、観光・商業施設については、マリン広場と34号上屋の2カ所に配置を計画していますが、マリン広場の観光・商業施設から整備していくこととしています。

この施設には、多目的ルーム、コインロッカー、サイクリング関連施設などの機能も複合して建設することが前提になっています。

34号上屋の場所に計画している観光・商業施設には、小型観光船のターミナル機能を複合して建設することが予定されていますが、施設の規模や導入する機能については、今後、人の流れなどの推移を見極めながら改めて検討・整備していくことになっています。

このことから、当面の対応としては、34号上屋の老朽度の状態を確認した上で、小型観光船のターミナルとして暫定的に活用し、民間による施設整備としては、マリン広場に配置する観光・商業施設と、これに付帯する観光駐車場が考えられています。

この商港区は、旅客または一般貨物の取扱いのための区域で観光客や一般客を対象とした飲食店や物販店等の建築が認められていないため、再開発で想定している観光・商業施設を導入するためには、同条例の改正が必要になります。

臨港地区には、エリアごとの機能や目的を明確にした分区条例が定められており、第3号ふ頭及び周辺区域については、現在、商港区に指定されています。

この商港区は、一般客や一般客を対象とした飲食店や物販店等の建築が認められていないため、再開発で想定している観光・商業施設を導入するためには、同条例の改正が必要になります。

分区条例の見直し

現在、港づくりの基本となる小樽港港湾計画が、令和3年7月の改訂を目途に作業が進められていますが、計画策定後に、臨港地区全体の分区条例の改正が予定されています。

しかししながら、第3号ふ頭及び周辺再開発事業については、クルーズ客船用岸壁の整備も進んでおり、これに合わせて基部の整備も急ぐ必要があることから、当該区域について、先行して条例改正を行いう予定になっています。

みなと観光プロジェクトでは、これまで第3号ふ頭基部の開発について議論を行い、市との意見交換等を行つきましたが、小樽市による港湾の基盤整備並びに民間による観光・商業施設整備の動きに合わせて、第3号ふ頭基部にぎわいを創る事業の実施など、今後も取り組んで参ります。

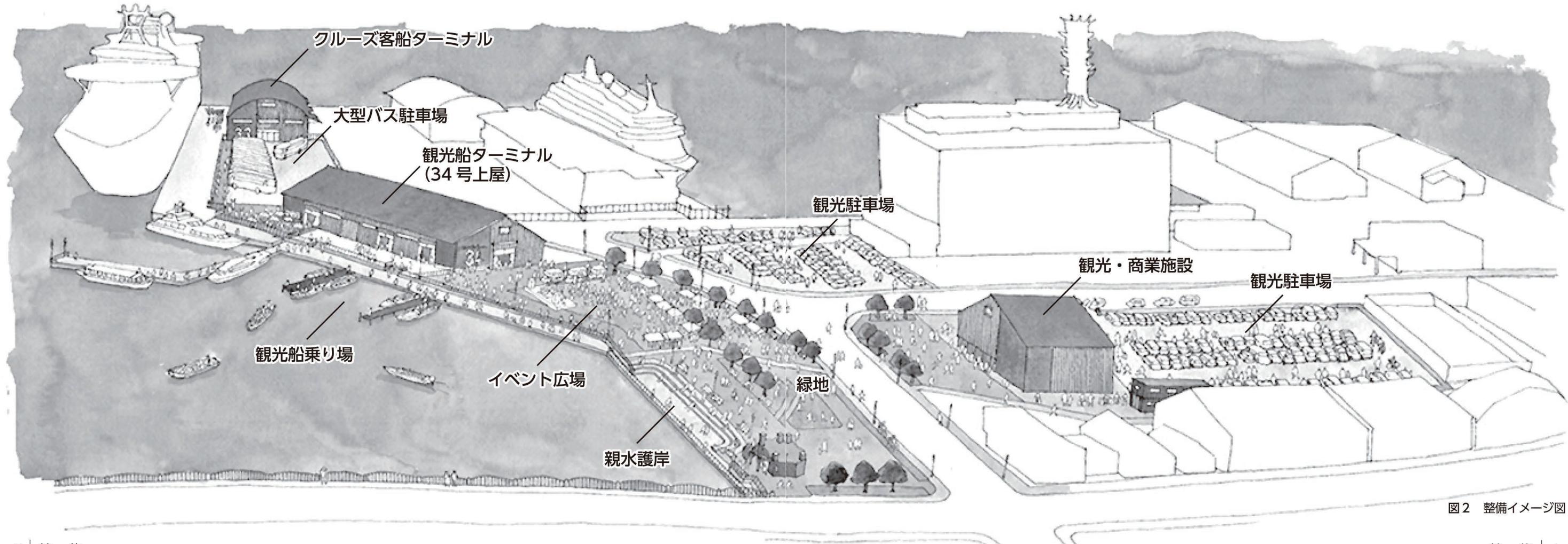


図2 整備イメージ図